

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から

67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特例保険料」は、政策支援（下記表1参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額为国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表】

区分	補助対象者	国庫補助額()は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者		
②	認定就農者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		—

○新規加入者の声



かきの き ようすけ
柿木 陽介さん（財部町南俣）

柿木陽介さんは就農して2年。以前はJAかごしまの営農技術員を7年間されて、農家の方々の良き相談相手・アドバイザーとして活躍されました。就農にあたり、年金問題が出る中で他人ごとではないとの思いから加入されたとのこと。若い時からの加入で無理のない制度であることから将来に備えたいと話されます。将来は規模拡大し父親を越えたいと話されていました。

○農業者年金受給者の声



かん まる てる お
上丸 照男さん（財部町南俣）

上丸照男さんは、4月で80歳になられます。若い頃は「葉たばこ」を中心に夫婦で農業を頑張っただけでした。現在は、息子の勝芳さん（水稲・露地野菜）に経営移譲し、妻の蒔さんと温泉に行ったりしながら自分のことのように手伝いされています。農業者年金は途中で改正があってやめる人も多かったが、続けてきて良かったと話されていました。